

有効期間満了日 令和12年3月31日
熊生企第59号
令和7年1月31日

少年指導委員制度の運営要領について（通達）

少年指導委員については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）及び少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）に基づき、「少年指導委員制度の運営要領について（通達）」（令和4年12月5日付け熊生企第918号）により運用しているところであるが、少年指導委員の活動の実効性を高めるとともに、業務の合理化・効率化を図ることを目的に制度の一部を見直し、別添「少年指導委員制度の運営要領」により実施することとしたので、関係所属にあっては事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は廃止する。

少年指導委員制度の運営要領

第1 少年指導委員の委嘱（法第38条第1項、規則第2条、第3条関係）

1 活動区域及び定数配置（規則第2条第1項）

少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に関する職務を行うことから、規則第2条第1項に規定する活動区域については、いわゆる繁華街・歓楽街に限られず、それ以外であっても、これら営業の営業所等が存在し、その有害な環境から少年を守る必要があると認められる地域を定めなければならない。

少年指導委員の活動区域及び定数は、別表1「少年指導委員の活動区域及び定数」のとおりとする。

なお、活動区域内において2の委嘱要件を満たす者がいない場合など、定数を満たすことができないやむを得ない理由がある場合は、一時的な欠員を認めるものとする。ただし、その場合は可能な限り迅速に欠員を充足するように努めること。

2 委嘱要件（法第38条第1項）

(1) 委嘱の考え方

風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に関する少年指導委員の各種の活動は、民間有志者として地域住民と一体となって行うものであり、その趣旨を踏まえれば、少年指導委員は、活動区域内に居住し、又は勤務するなど当該活動区域の実情に精通している者が委嘱される必要がある。

(2) 法の要件

法第38条第1項各号に規定する少年指導委員の要件については、次のとおりである。

ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

人格識見ともに優れ、行動においても地域住民に信頼のあることをいう。

イ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

少年に対する深い理解と愛情を持ち、少年の健全な育成に資するための活動に対して旺盛な熱意と使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的余裕を有することをいう。

ウ 生活が安定していること。

経済的観点からだけでなく、社会的、家庭的にも安定していることをいう。

エ 健康で活動力を有すること。

心身ともに健康であり、その職務を行うことによって、精神的、肉体的に支障を来すおそれがないことをいう。

(3) その他の留意事項

上記(2)のほか、少年指導委員制度の趣旨に鑑み、次の諸点にも留意すること。

ア 風俗営業の営業者等

現に風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の営業者である者については、慎重かつ厳密な審査がなされなければならない。

なお、法第4条第1項各号に掲げる風俗営業者の欠格事由に該当する者や2

0歳未満の者については、一般的に、資格要件を満たすことは困難であると考えられる。

イ 活動に実効が期待できない者

多くの職を兼ねていて少年指導委員としての活動を期待できない者等については、慎重な審査を行うこと。また、委嘱後の活動に熱意がみられないなど実効の上がらない者については、再委嘱の際に慎重な審査を行うこと。

3 委嘱の手続

(1) 推薦

活動区域を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）は、少年指導委員の委嘱が必要と認めるときは「少年指導委員推薦書」（別記様式第1号）により、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）を経由し、熊本県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して適任者の推薦を行うものとする。

なお、推薦に当たっては、上記2の委嘱要件を慎重に審査し、適任者を選定すること。

(2) 委嘱状の交付等

少年指導委員の委嘱は、「委嘱状」（別記様式第2号）を交付して行うものとする。また、委嘱を受けた少年指導委員に対し、風俗営業等法令事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）第7条の2に規定する「少年指導委員証」、「少年指導委員記章」（別図第1号）及び「少年指導委員腕章」（別図第2号）を貸与するものとする。

4 関係住民への周知（規則第2条第2項）

公安委員会が委嘱した少年指導委員については、その氏名及び連絡先並びに活動区域を公安委員会告示によって公示するが、このほか、警察その他行政機関の発行する機関誌に掲載するなどの方法により、地域住民への周知に努める。

なお、「連絡先」については、少年指導委員の電話番号、メールアドレス等のほか、当該少年指導委員の活動区域を管轄する警察署の電話番号とすることもできる。

5 任期（規則第3条）

少年指導委員の任期は2年であり、任期の起算日は4月1日とする。また、再任することもできるが、その場合においても、上記3及び4の手続をとること。

なお、任期途中に死亡、解嘱等の理由により少年指導委員が欠けた場合における補欠の少年指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第2 職務（法第38条第2項、規則第4条関係）

法第38条第2項各号及び規則第4条各号に掲げる職務の具体的な内容として、次のものが挙げられる。いずれも、強制にわたる行為を行う権限ではないことに留意すること。

1 少年の補導（法第38条第2項第1号）

- (1) 少年に対し、法第38条第2項第1号に規定する行為をやめよう指導すること。
- (2) 少年に対し、同号に規定する行為が少年の健全な育成に障害を及ぼすものであ

ることを説示すること。

(3) 少年の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該少年を現に監護する者をいう。）又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に連絡すること。

(4) 少年が18歳未満であって、保護者がないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認めるときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定により通告を行うこと。

2 風俗営業を営む者等に対する助言（法第38条第2項第2号）

(1) 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を教示すること。

(2) 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を遵守するために講ずべき措置を促すこと。

3 被害を受けた少年に対する援助（法第38条第2項第3号）

(1) 当該少年に対し、再び被害を受けることを防止するために助言又は指導すること。

(2) 当該少年の保護者等に連絡すること。

(3) 当該少年又はその保護者等に対し、当該少年を支援することができる機関又は団体等を紹介すること。

(4) 少年が18歳未満であって、保護者がないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認めるときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定により通告を行うこと。

4 地方公共団体の施策等への協力（法第38条第2項第4号）

(1) 地方公共団体の施策や民間団体の活動に参加すること。

(2) 地方公共団体の施策や民間団体の活動に参加の意志を有する者を募ること。

5 少年相談（規則第4条第1号）

風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、少年の健全な育成に係る事項について、少年又は保護者等からの相談があった場合、相談者に対して必要な助言及び指導その他の援助を行うこと。

6 広報啓発活動（規則第4条第2号）

繁華街等における有害環境浄化や不良行為少年への声掛けキャンペーンを行うなど、少年の健全育成に関する住民運動の盛り上げを図る活動に努めること。また、少年をめぐる具体的な状況を踏まえつつ、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資する事項について広く住民に周知させること。

第3 活動に関する一般的留意事項（法第38条第1項～第4項・第51条、規則第1条・第5条・第6条関係）

少年指導委員に対して、次の事項を指導すること。

1 心構え（規則第1条）

少年指導委員は、少年の人格を尊重し、かつ、少年の健全な育成を期する精神をもってその職務を遂行しなければならない。また、常に、人格識見の向上に努め、関係者から尊敬と信頼を得られるように心掛けるほか、職務の遂行に必要な知識及び技能の修得に努めること。

2 守秘義務（法第38条第3項、第51条）

(1) 考え方

少年指導委員は、公安委員会の指示を受けて風俗営業の営業所等に立入りを行うことから、立入りの実施時期、立入り先の営業所の従業者の氏名等といった秘密を知り得ることとなる。

また、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対して、助言、指導その他の援助を行うことから、その過程において被害少年や加害者の氏名、連絡先といった秘密を取り扱う機会が増加することとなる。そこで、罰則で担保することによって、秘密を保持することについての慎重さを期しているものである。

(2) 秘密を守るべき事項

法第38条第3項に規定する「秘密」については、国家公務員法第100条等に規定する「秘密」と同義であり、判例によれば、同法の「秘密」について、非公知の事実であって、実質的にもそれを保護するに値するものをいうとされている。

少年指導委員に関しては、例えば、

- ア 補導をした少年の氏名等
- イ 無店舗型性風俗関連特殊営業（デリバリー・ヘルス等）で働かされていた年少者を発見した場合のその氏名等

ウ 立入り先の営業所等の名称やその従業者の氏名等

が秘密に当たり得るが、どのような状況が守秘義務違反となるのかについては、個別具体的な事案に応じて判断されるべきものである。

3 身分等（法第38条第4項）

少年指導委員は、その委嘱、職務等について法令に根拠を有するボランティアで、公安委員会から委嘱される特別職の非常勤地方公務員である。また、「名誉職」であるため、生活費としての俸給又は給料を受けない。

4 活動上の注意（規則第5条）

少年指導委員は、その活動を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること。また、個々の活動においても、威圧的な言動や態度を避け、関係者の年齢、性別、立場等に応じた親しみのある言葉を用いること。

5 風俗環境浄化協会の協力（規則第6条）

少年指導委員は、平素から、熊本県風俗環境浄化協会等の関係機関、団体と連絡を密にし、少年を取り巻く有害環境の実態把握に努めること。また、その職務遂行に当たっては、これらの関係機関、団体の協力を得つつ、効果的な活動となるよう努めること。

6 その他（法第38条第1項・第2項）

(1) 公務性の確保

少年指導委員の活動に関しては、公務性を可能な限り明らかにする必要があることから、少年指導委員が立入り以外の活動を行う際は、少年指導委員記章及び

少年指導委員腕章を着装するとともに、少年指導委員証を携帯し、関係者に提示すること。

法第38条の2第4項に規定する風俗営業の営業所等への立入りに関する少年指導委員の身分を示す証明書（以下「立入り証」という。）は、立入りの際に用いるものであり、立入り以外の活動にあっては、その趣旨に照らし使用しないこと。

なお、少年指導委員が、第2の1から6の活動以外に一般のボランティアとして何らかの活動を行うことは自由である。しかし、これらの活動は少年指導委員としての活動とはいえないことから、事故があった場合には少年指導委員の公務災害としての補償はないと考えられること、また、これらの活動によって第三者に損害を与えたような場合には国家賠償法の適用は困難であると考えられることに留意する必要がある。

(2) 活動の報告の受理等

管轄警察署長は、自署管内の少年指導委員の活動状況について、隨時、口頭又は適宜の文書により報告を受けるよう緊密な連携を図るものとする。

なお、少年指導委員から、被害を受けた少年に対する援助（法第38条第2項第3号）又は少年相談（規則第4条第1号）を行った旨の報告を受けた場合は、その内容に応じて適切な助言指導を行うとともに、その状況を相談等カード（「警察安全相談業務の運用要領について（通達）」（令和5年3月15日付け熊本県第142号）に定める相談等カードをいう。）により確実に記録すること。

第4 研修（法第38条第5項、規則第7条関係）

委嘱された少年指導委員に対する研修は、別表2「少年指導委員に対する研修の実施基準」に基づくものとする。なお、合理的な理由なく研修を受講しない者については、「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕」（法第38条第1項第2号）がないものとして、解嘱の要件に該当するか否かについても検討すること。

第5 解嘱（法第38条第6項、規則第8条関係）

1 解嘱事由（法第38条第6項）

法第38条第6項各号に規定する少年指導委員の解嘱要件については、次のとおりである。

(1) 法第38条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき

第1の2(2)の少年指導委員に係る法の要件についての判断を参考すること。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき

少年指導委員が正当な理由がなく、法若しくは規則に規定する職務上の義務に違反し、又は法第38条第2項各号に規定する職務を行わないときをいう。

(3) 少年指導委員たるにふさわしくない非行のあったとき

少年指導委員としてふさわしくない刑罰法令に違反する行為又は反道徳的、反社会的行為があつたときをいう。

2 解嘱手続（規則第8条）

(1) 解嘱の上申

管轄警察署長は、管内の少年指導委員が死亡した場合、辞職を申し出た場合、

又は法第38条第6項の解嘱事由に該当すると認められる事実がある場合は、
「少年指導委員解嘱上申書」（別記様式第3号）により、生活安全企画課長を経
由して、公安委員会に少年指導委員の解嘱を上申するものとする。

(2) 調査

生活安全企画課長は、少年指導委員が死亡した場合、又は辞職を申し出た場合
を除き、法第38条第6項の解嘱事由に該当すると認められる事実があるときは、
速やかに当該事実の有無を十分調査するものとする。

(3) 弁明の機会の付与

少年指導委員が解嘱事由のいずれかに該当すると認めるととき、公安委員会は当
該少年指導委員に対して、弁明の機会を与えるため、解嘱の理由のほか、弁明を
聴くための期日・場所を、期日前に2週間程度の期間を置いて通知することとな
る。

なお、当該少年指導委員の所在が不明であるため通知をすることができないとき、又は弁明の機会を与えるための通知をしたにもかかわらず正当な理由がなく
期日までに弁明を行わないときは、弁明を聴かないで解嘱することができるもの
と解される。

(4) 解職

少年指導委員の解職は「解嘱通知書」（別記様式第4号）を交付して行うもの
とする。ただし、少年指導委員が死亡した場合及び所在が不明である場合を除く。

(5) 貸与品の返納

少年指導委員の解嘱がなされたときは、当該少年指導委員から少年指導委員証、
少年指導委員記章及び少年指導委員腕章を返納させなければならない。

第6 立入り（法第38条の2、第53条第7号、規則第9条関係）

1 考え方（法第38条の2）

法第38条の2第1項に規定する少年指導委員の立入りは、公安委員会が、「少
年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるとき」に、
「この法律の施行に必要な限度において」行わせることができるものである。「少
年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるとき」とは、具体的
には、少年の健全育成のための施策を推進するために立入りをして少年の健全育成
に障害を及ぼす行為を防止する場合等がこれに当たる。

また、「この法律の施行に必要な限度において」とは、法第37条第2項に規定
する警察職員の立入りと同様に、公安委員会として、行政上の指導、監督のため必
要な場合に、法の目的の範囲内で必要最小限で行わなければならないことをいう。

したがって、例えば、経営状態の把握のために会計帳簿や経理書類等の提出を求
めたり、保健衛生上の見地から調理場の検査を行うこと等は認められない。

なお、立入りは、あらかじめ法第38条第5項に規定する研修を受講し、風俗營
業の営業所等への立入りを適正に実施するために必要な知識及び技能を修得した少
年指導委員に対して、指示を行う必要がある。

2 立入りの指示（法第38条の2第2項、規則第9条第1項）

(1) 指示の趣旨

公安委員会の指示の下で立入りを行わせる趣旨は、日々の職務を通じて関係法令の知識とその運用に精通している警察職員と異なり、少年指導委員はあくまで非常勤であることから、風俗営業の営業所等への立入りを適正かつ効果的に行わせるため、立入りの必要性、対象となる営業所、実施する期間等について公安委員会の判断に掛からしめ、その指示によって適正な立入りの実施を図るものである。

(2) 指示の形式

少年指導委員に対する立入りの指示は、個々の少年指導委員に対し、公安委員会による「少年指導委員立入り指示書」（別記様式第5号。以下「指示書」という。）を交付することにより行う。

なお、指示書は、立入り終了後、少年指導委員から返却させるものとする。

(3) 指示を行う時期

法においては、指示の時期は示されていないため、事前に行えば足りるが、実務上は、街頭補導活動等の実施に当たって立入りを行えるようにする場合、当該活動に先立ち管轄警察署等に少年指導委員が集合した際に指示するのが、指示の趣旨の徹底の観点から望ましい方法であると考えられる。

(4) 指示の内容

指示は、「立入りの場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するもの」とされている。具体的には、次のとおりである。

ア 立入りを実施すべき場所

(ア) 法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれであるかの別

立入りを実施すべき場所として、法第37条第2項各号について明らかにするとともに、具体的な営業形態として、スナック等社交飲食店、パチンコ店、ゲームセンター等を記載するものとする。

(イ) 立入りを実施すべき地域

立入りの地域としては、少年指導委員の活動区域内全域又は活動区域内のいずれかを指定すれば足り、活動区域全域を指定する場合は、「○○警察署管内」、活動区域内のいずれかを指定する場合は、「○○警察署管内」の下部に「○○市○○町及びその周辺地域」等と記載すること。

なお、対象となる地域における営業所等の状況を踏まえ、あらかじめ危険やトラブルが予想される営業所等には、少年指導委員に立入りをさせないように留意すること。

特に、立入りを必要とする営業所等（例えば、違反の風評がある営業所）があらかじめ判明している場合には、少年指導委員に特定の営業所等を示して立入りをさせるのではなく、警察職員が立入りを行うこと。

イ 立入りを実施すべき期日又は期間

少年指導委員の立入りは、公安委員会が「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるとき」に行わせることができるものであり、公安委員会の指示は、当該立入りの適正かつ効果的な実施のために行われるものであるため、実施すべき期日又は期間を示すことが必要となる。

なお、公安委員会が期間を指示する場合は、次のように、過度に長期にならない範囲で示す必要がある。

- (ア) 「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」等、少年の健全育成に関する施策を推進している期間
- (イ) 公安委員会として立入りを必要と認める特定の日（地域における祭礼の日、地域における環境浄化活動の日、特定の曜日等）
- (ウ) 少年指導委員から自主的な立入り活動の申出があり、これを相当と認める場合、当該活動を行う特定の期間（ただし、1か月以上の自主的な活動の期間は、立入りの適正な実施のための指示という趣旨に照らせば長期に過ぎ、当該期間内に上記(ア)のような事情のない限り1週間程度が限度であると考えられる。）

ウ 立入りを実施するに当たっての留意事項

風俗営業の営業所等への立入りについては、少年指導委員を単独で行わせることは通常困難であると考えられるため、警察職員が同行するか、又は複数の少年指導委員により行うものとする。

なお、警察職員と共に立ち入ることを指示する場合、警察職員は公安委員会から個別に具体的な指示を受ける立場にないことから、その氏名まで示すのは適当ではないと考えられる。

さらに、無用のトラブルを避けるため、立入り実施時の心構えや配意事項として、次の事項に留意すべきである。

- (ア) 立入りの際は、立入り証を関係者に提示すること。
- (イ) 立入りの際は、営業者等に立入りの目的等を十分に説明し、その理解と協力を求めて行うこと。
- (ウ) 基本的に営業時間内に立入りを実施すること。
- (エ) 調査の必要上質問を行う場合にあっては、原則として、営業者、従業者等営業者側の者に対する質問に限り、客に対する質問は、当該客が未成年者であり、補導又は援助を行う必要がある場合に限り行うこと。
- (オ) 立入りの際は、言語・態度に留意し、関係者との無用のトラブルを避け、受傷事故防止に努めること。
- (カ) 関係者の正当な権利及び自由を侵害することのないように留意すること。

3 立入りの実施（法第38条の2第1項・第4項、第53条第7号）

(1) 立入りの際に行うこと

少年指導委員の立入りは、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときに公安委員会が行わせるものであり、その観点から、管轄警察署長は、少年警察担当係を通じて少年指導委員に対して以下の指導を行うこと。

ア 立入りの着眼点

風俗営業の営業所等に対する立入りの際の主な着眼点は、別表3「少年指導委員の立入り時の着眼点」のとおりである。

イ 質問

法令の遵守状況を確認する目的のため必要があるときは、関係者に質問すること。ただし、質問は、原則として営業者、従業者等営業者側の者のみとし、客に対する質問は、客が少年であると判明し、これを補導・援助するため必要があると認められるときに限り行うこと。

ウ その他

少年指導委員が補導対象となる少年や援助すべき少年を発見した場合は、補導・援助を行うこと。また、必要に応じ、営業者等に対して法の規定の教示や遵守のための措置の助言を行うこと。

(2) 立入りの際に法令違反を発見した場合の措置

少年指導委員は、法令違反に対して行政処分を行うなどの権限は有しておらず、また、警察職員と異なり、そのような活動は期待されていないため、法令違反を発見した場合は、直ちに管轄警察署に通報すること。

(3) 立入りを拒否された場合等の対応

立入りを拒否された場合等は、強いて立ち入ることのないようにするとともに、管轄警察署に通報すること。

4 立入り結果の報告（法第38条の2第3項、規則第9条第2項）

(1) 報告の趣旨

公安委員会に立入り結果を報告させる趣旨は、少年指導委員による立入りの実施状況を公安委員会が掌握するとともに、公安委員会が風俗営業等の実態を把握するためである。

(2) 報告の形式

少年指導委員が、法第38条の2第3項の規定により行う公安委員会への立入り結果の報告については、口頭又は適宜の文書により、管轄警察署長を通じて行うよう指導するものとする。

また、複数の少年指導委員により立入りを実施した場合は、代表者が報告することができるものとする。

(3) 報告を行う時期

少年指導委員は、立入り実施後又は立入りの指示期間終了後、速やかに報告しなければならない。

(4) 報告の内容

報告の具体的な事項は、次のとおりである。

ア 立入りを実施した場所

(ア) 法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれであるかの別

(イ) 立入りを実施した営業所の名称及び所在地

イ 立入りを実施した日時

ウ 立入りを実施した結果

立入りにより確認した事項、立入りの現場において講じた法第38条第2項第1号から第3号までの措置の内容等を記載すること。

エ その他参考となるべき事項

営業所等の雰囲気、立入りに立ち会った者の氏名、対応状況等を記載するこ

と。

なお、立ち会った者の人定については、判明した範囲で差し支えなく、強いて人定を聞き出す必要はない。

5 立入り時の身分証明書（法第38条の2第4項、規則第9条第3項）

風俗営業の営業所等へ立入りをする少年指導委員は、立入り証を携帯し、関係者に提示しなければならない。

なお、立入り証については、立入り以外の活動のために使用することはできないことから、立入りを指示する際に個々の少年指導委員に対して交付し、立入り終了後は返納させて、少年警察担当係において保管管理すること。

第7 報告

1 定期報告

管轄警察署長は、少年指導委員から受けた、第3の6(2)の活動の記録及び第6の4の立入り結果の報告については、毎月5日までに前月分を「少年指導委員活動結果等受理報告書」（別記様式第6号）により、生活安全企画課長を経由して熊本県警察本部長に報告し、生活安全企画課長はその結果のうち必要なものについて公安委員会に報告するものとする。

2 隨時報告

管轄警察署長は、少年指導委員に関して次の事項を認知した場合は、その概要を直ちに、生活安全企画課長を経て、公安委員会に対して報告すること。

- (1) 法第38条第6項各号のいずれかに該当すると認められるとき
- (2) 辞職の申出があったとき
- (3) 氏名、住所及び職業等身上に異動があったとき
- (4) 職務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡をいう。）に遭ったとき
- (5) 職務に関し、違法に他人に損害を与えたとき
- (6) 職務に関し、紛議を生じ、又は生じるおそれがあるとき

※ 別表、別記様式、別図（略）